



厚生労働省北海道労働局発表  
令和 2 年 10 月 30 日

担 当	【照会先】
	厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課 課長 米村 慎二 統括特別司法監督官 加藤 孝 <電話> 011-709-2311 (内線 3542)

報道関係者 各位

## 自動車運転者を使用する事業場の 83.6%で法令違反

～自動車運転者を使用する事業場に対する平成 31 年・令和元年の監督指導状況～

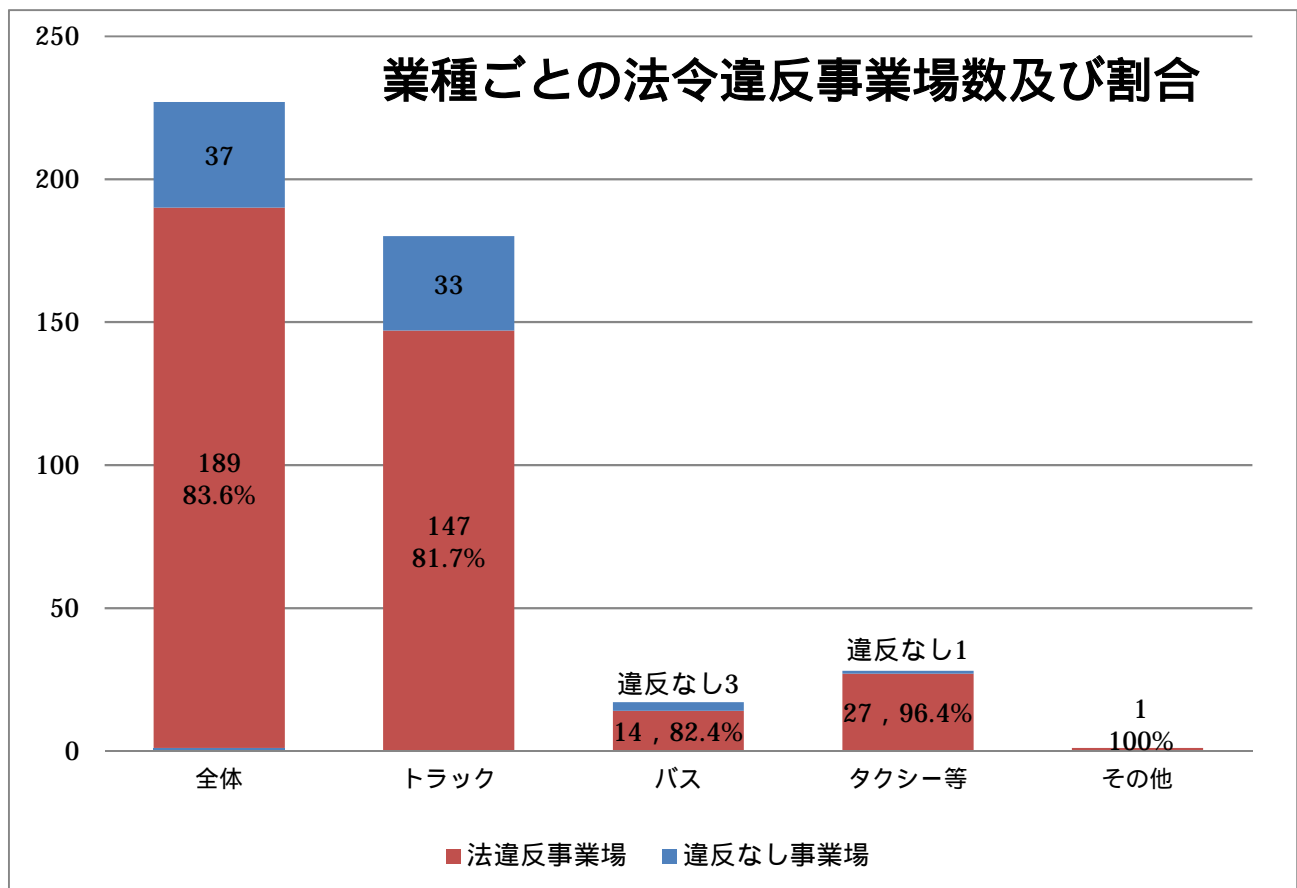
北海道労働局（局長 <sup>うへだ くにお</sup> 上田 国土）では、この度、管下 17 の労働基準監督署（支署）が、トラック、バス及びタクシー・ハイヤーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った平成 31 年・令和元年の監督指導の状況について取りまとめましたので、その内容を公表します。

- 監督指導を行った事業場は226事業場で、そのうち労働基準関係法令違反が認められたのは189事業場（83.6%）となっています（別紙の1参照）。  
また、改善基準告示違反が認められたのは、132事業場（58.4%）となっています（別紙の2参照）。  
「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号、別添参照）
- 主な労働基準関係法令違反事項は、多い順に 労働時間（51.8%） 割増賃金（24.3%） 休日（7.1%）となっています（別紙の1参照）。
- 主な改善基準告示違反事項は、多い順に 最大拘束時間（38.1%） 総拘束時間（36.3%） 連続運転時間（29.6%）となっています（別紙の2参照）。  
（「拘束時間」とは始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間を合計した時間。「総拘束時間」は一定期間（トラック・タクシーは1か月間、バスは4週間）における拘束時間をいう。「最大拘束時間」は1日における拘束時間、「休息期間」は勤務と次の勤務の間の自由な時間をいう。）
- 改善事例  
事業主が荷主と協議を行うなどにより、労働時間の削減につなげた改善事例がありましたので、紹介します（別紙の4参照）。
- 北海道労働局における今後の取組について  
北海道労働局では、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令の周知・啓発に努め、問題があると考えられる事業場に対しては監督指導を行うなど、引き続き自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

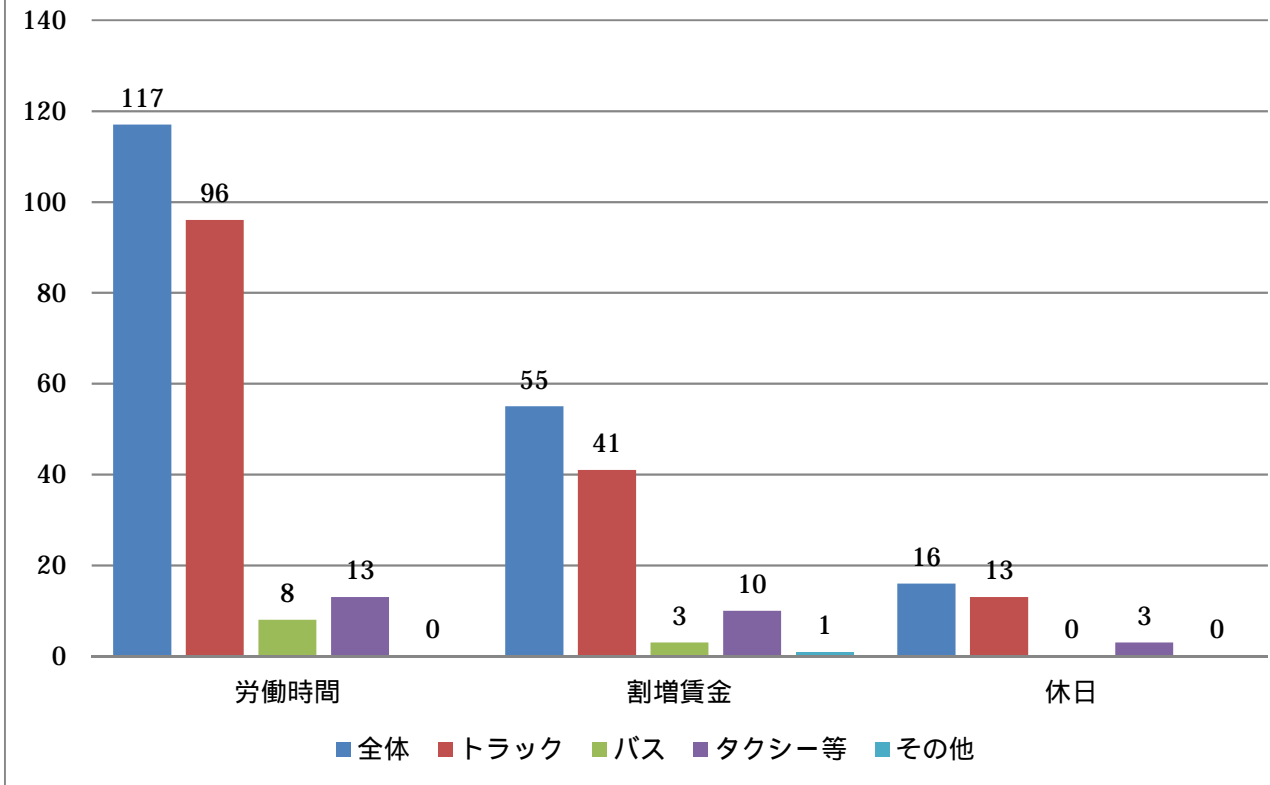
1 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数、主な違反事項件数  
 表中の( )内は違反率。主な違反事項は1事業場で複数の法令違反がある場合がある。

業種	事項	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反 事業場数	主な違反事項		
				労働時間	割増賃金	休日
トラック		180	147 (81.7%)	96 (53.3%)	41 (22.8%)	13 (7.2%)
バス		17	14 (82.4%)	8 (47.1%)	3 (17.6%)	0 (0.0%)
タクシー等		28	27 (96.4%)	13 (46.4%)	10 (35.7%)	3 (10.7%)
その他		1	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)
合計		226	189 (83.6%)	117 (51.8%)	55 (24.3%)	16 (7.1%)

タクシー等：タクシー及びハイヤー。



## 業種ごとの主な法令違反事項件数



1事業場で複数の法令違反がある場合がある。

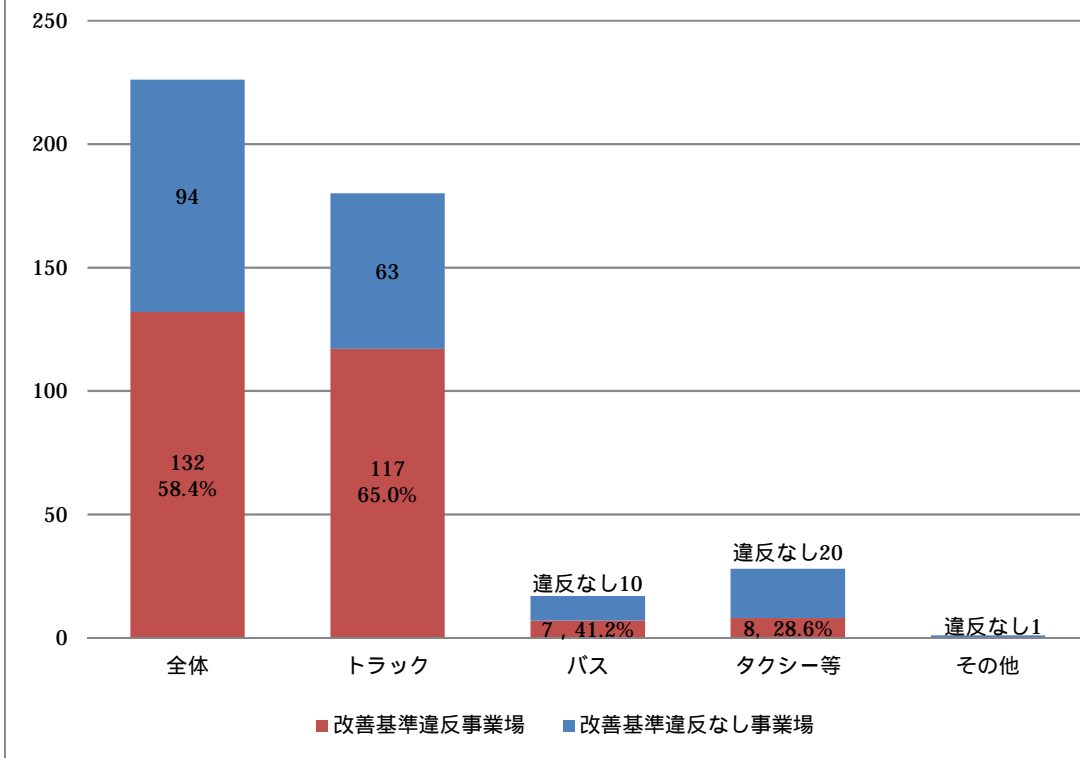
## 2 業種ごとの監督実施事業場数、改善基準告示に関する違反事業場数、主な違反事項件数

事項 業種	監督実施事業場数	改善基準告示違反事業場数	主な違反事項					
			総拘束時間	最大拘束時間	休息期間	最大運転時間	連続運転時間	休日労働
トラック	180	117 (65.0%)	73 (40.6%)	79 (43.9%)	57 (31.7%)	27 (15.0%)	65 (36.1%)	13 (7.2%)
バス	17	7 (41.2%)	4 (23.5%)	4 (23.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)
タクシー等	28	8 (28.6%)	5 (17.9%)	3 (10.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (7.1%)
その他	1	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	226	132 (58.4%)	82 (36.3%)	86 (38.1%)	57 (25.2%)	27 (11.9%)	67 (29.6%)	15 (6.6%)

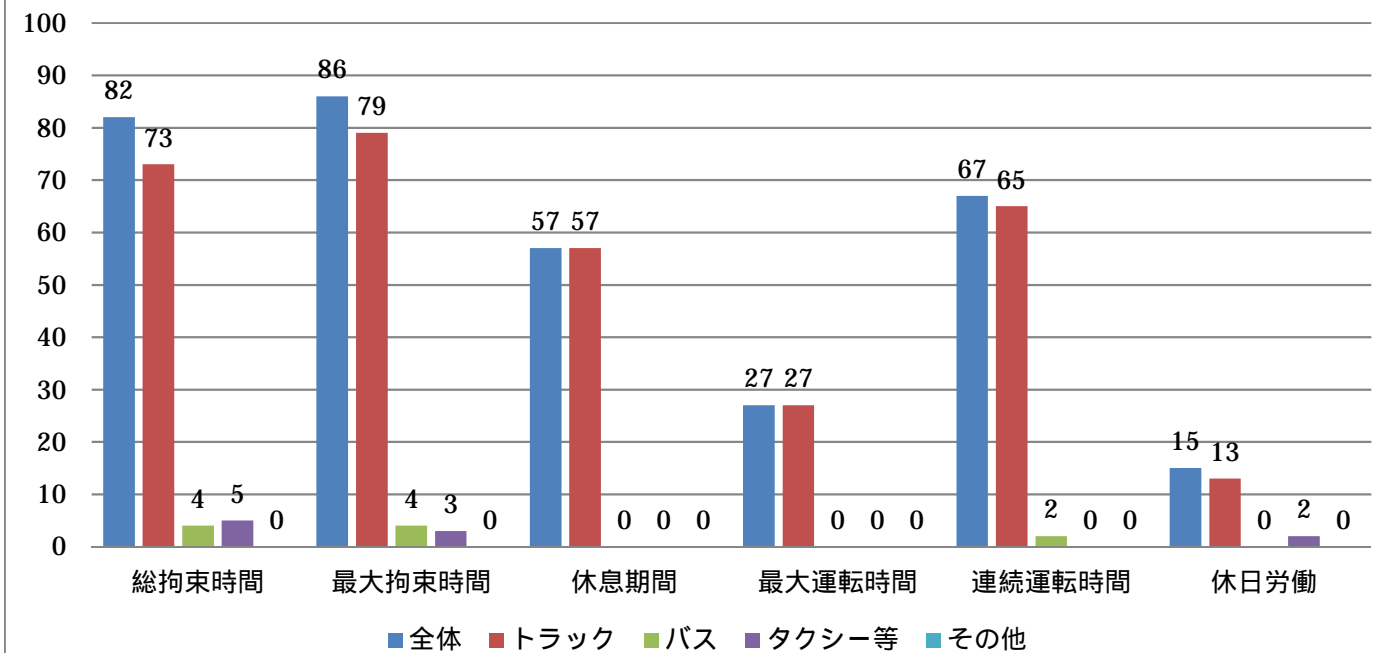
表中の( )内は違反率。主な違反事項は1事業場で複数の違反がある場合がある。

タクシー等：タクシー及びハイヤー。

## 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び割合



## 業種ごとの主な改善基準告示違反事項件数



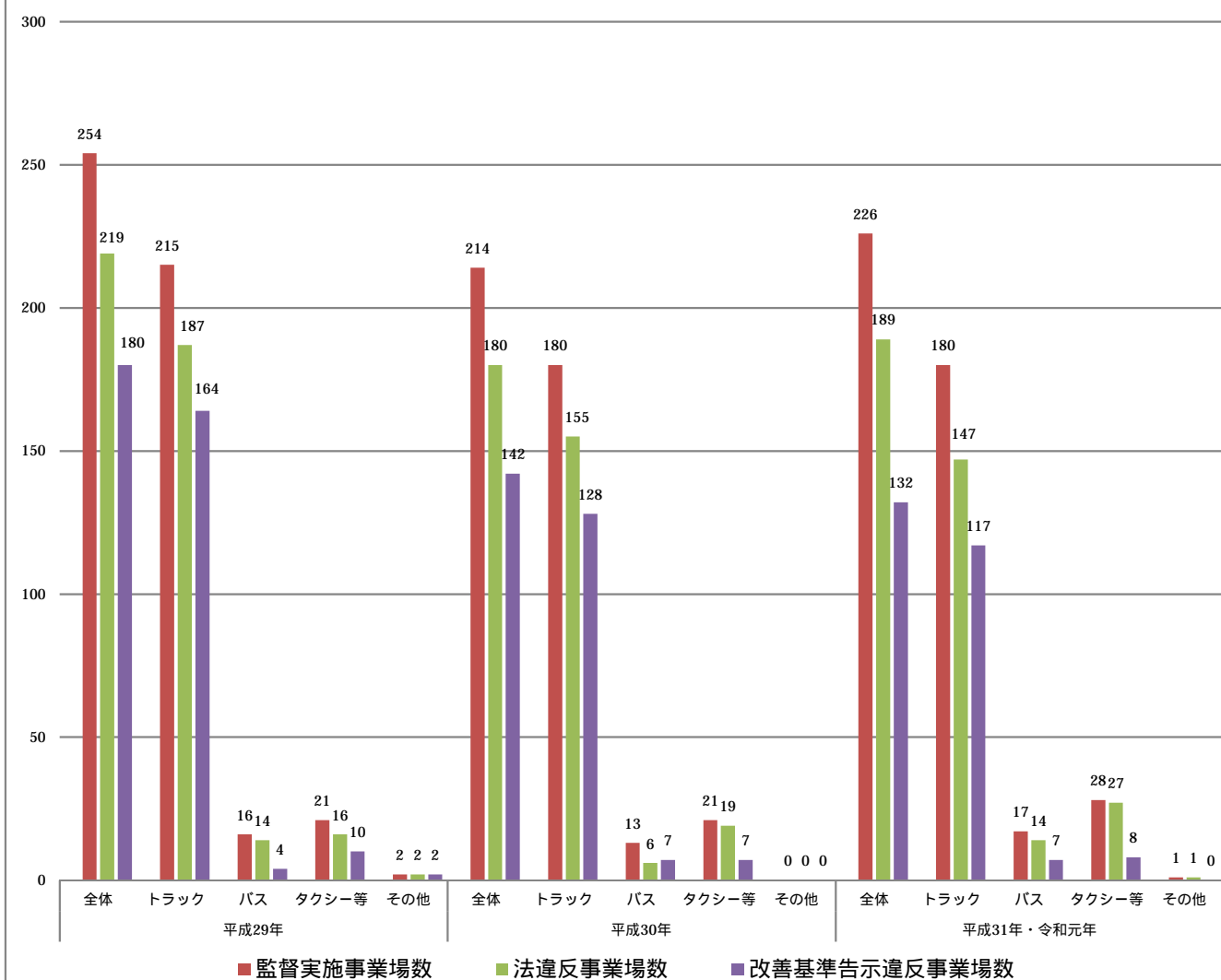
1事業場で複数の改善基準告示違反がある場合がある。

3 平成 29 年から平成 31 年・令和元年までの 3 年間に於ける業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数、改善基準告示違反事業場数

業種・事項		年		
		平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年・令和元年
トラック	監督実施事業場数	215	180	180
	労働基準関係法令違反事業場数	187 (87.0%)	155 (86.1%)	147 (81.7%)
	改善基準告示違反事業場数	164 (76.3%)	128 (71.1%)	117 (65.0%)
バス	監督実施事業場数	16	13	17
	労働基準関係法令違反事業場数	14 (87.5%)	6 (46.2%)	14 (82.4%)
	改善基準告示違反事業場数	4 (25.0%)	7 (53.8%)	7 (41.2%)
タクシー等	監督実施事業場数	21	21	28
	労働基準関係法令違反事業場数	16 (76.2%)	19 (90.5%)	27 (96.4%)
	改善基準告示違反事業場数	10 (47.6%)	7 (33.3%)	8 (28.6%)
その他	監督実施事業場数	2	0	1
	労働基準関係法令違反事業場数	2 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)
	改善基準告示違反事業場数	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	監督実施事業場数	254	214	226
	労働基準関係法令違反事業場数	219 (86.2%)	180 (84.1%)	189 (83.6%)
	改善基準告示違反事業場数	180 (70.9%)	142 (66.4%)	132 (58.4%)

表中の( )内は違反率。1事業場で労働基準関係法令違反及び改善基準告示違反がある場合がある。  
タクシー等：タクシー及びハイヤー。

## 業種ごとの監督実施事業場数、法令違反事業場数及び改善基準告示違反事業場数 (H29年～H31・R1年)



1事業場で法令違反及び改善基準告示違反がある場合がある。

#### 4 監督指導を実施した事業場における労働時間の削減等に関する取組事例

自動車運転者の長時間労働の削減のため、事業主が荷主と協議を行うなどにより、労働時間の削減につなげた事例【トラック】

##### <事例1>

###### 【事業場の状況】

自動車運転者について、特定の運転手に業務が集中し、繁忙期においては36協定の協定時間を超える時間外労働が認められ、一部の労働者において100時間を超えていた。

###### 【事業場における取組】

事業主が荷主と協議を行い、受注量を調整し、自動車運転者の時間外労働の削減につなげることができた。

##### <事例2>

###### 【事業場の状況】

自動車運転者について、季節的商品の配送により、繁忙期においては36協定の協定時間を超える時間外労働が認められ、一部の労働者において100時間を超えていた。

###### 【事業場における取組】

事業主が荷主に対して運送経路の変更協議及び自動車運転者の増員等を行い、自動車運転者の時間外労働の削減につなげることができた。